

2019年11月5日

健康保険法の被扶養者がいる社員のみなさまへ

担当部署 人事総務部労務チーム
責任者 人事総務部マネージャー高野彩子

健康保険法上の被扶養者に関する確認について

健康保険の被扶養者（配偶者や父母、またはお子様）がいらっしゃる社員のみなさまにご連絡です。

全国健康保険協会東京支部より、社員のみなさまの健康保険被扶養者が法律で定められた扶養範囲内かどうかを確認するよう依頼がありました。

よって、被扶養者の年間収入が扶養要件（年間130万円未満）を満たしているかどうかの確認を行います。

なお、年間収入が130万円以上の場合、扶養から外す手続きが必要となりますので、年収130万円を超えている場合は速やかにその旨をご返信ください。

記

1 被扶養者確認について

高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認するため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。

2 被扶養者確認の対象者

2019年9月13日現在の被扶養者の方

ただし、2019年4月1日以降に被扶養者となった方は、確認の対象外となります。

※本年度は、健康保険法改正により、2020年4月から被扶養者の国内居住要件が新設されることを踏まえ、現在の居住状況の確認を併せて行うため、18歳未満の被扶養者の方も含め、全被扶養者を対象として行いますので、ご協力をお願いいたします。

3 依頼事項

健康保険の被扶養者がいる社員の方が現時点の人事システム「PROSRV（プロサーブ）」において税扶養対象となっているかを確認します。

確認の結果、被扶養者が税扶養対象となっていない方については、別途個別に扶養削除の要否の確認及び扶養削除の書類を送付します。

よって、11月5日以降に個別に個人メールアドレスあてに扶養削除の要否の確認があった場合は、メールにて11月13日までに返信いただき、必要に応じて手続きをお願いします。

なお、個人メールアドレスあてに扶養削除の要否の確認は、当社の社会保険・労働保険関係手続の業務委託先である「あかつき社労士法人」(sato@akatsuki-sr.jp)よりご連絡いたします。

4 扶養範囲の収入要件

親、配偶者またはお子様の**年間収入が130万円未満**

※**年間収入**とは、過去における収入のことではなく、**被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入額**のことをいいます。(給与所得等の収入がある場合、月額108,333円以下。会社を辞めて失業給付を受給している場合、日額3,611円以下であること。)

※被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。

※失業中の場合、雇用保険の失業給付を受給する前で、年間130万円以内の要件を満たしている場合は被扶養者として認定することが可能です。ただし、基本手当(3,612円以上)の支給が始まった場合は、扶養削除の届出が必要となります。

※被扶養者が60歳以上又は障がい者の場合は、年間収入※180万円未満)かつ

→同居の場合 収入が扶養者(社員のみなさん)の収入の半分未満(*)

→別居の場合 収入が扶養者(社員のみなさん)からの仕送り額未満

※同一世帯の条件

配偶者、父母、子以外の3親等内の親族は同一世帯でなければなりません。

(*)収入がご自身の収入の半分以上の場合であっても、扶養者(被保険者)の年間収入を上回らないときで、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、扶養者(被保険者)がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認めるときは被扶養者となることがあります。

以上